

令和8年度 醒井養鱒場展示室等リニューアル設計事業仕様書

1 目的

令和10年に迎える醒井養鱒場（以下「養鱒場」という。）創立150周年を契機として、養鱒場の魅力発信と将来への機能の継続を図る。

2 内容

養鱒場内のさかな学習館の展示物について、養鱒場の歴史や機能について小中学生が楽しく学べるよう、展示物のリニューアル内容を設計する。また、養鱒場の創立初期から現存すると考えられる飼育池（以下「明治の池」という。）周辺のリニューアル内容を設計する。

(1) さかな学習館展示室等の展示物のリニューアルにかかるデザイン

ア 概要および業務内容

- ・ リニューアルの対象となる展示室の面積は約88㎡であり、展示室内の既存配置は仕様書別添のとおりである。
- ・ 展示パネルおよび触って学べる展示物のデザインを作成すること。
- ・ 既存展示物も含めた配置計画ならびにリニューアルパースを作成すること。

イ ポイント

展示物のデザイン、設計にかかる考え方は以下のとおりである。

- ・ 主な対象者は小中学生とする。
- ・ 令和10年に創立150周年を迎える養鱒場の歴史や変遷、マス類の養殖方法、マス類の生態等について学べる構成とする。
- ・ 来場者自らが展示内容を見て体験することで学習できる構成とする。
- ・ 既存展示物の活用も含めて展示室全体が一体的なデザインとなるような構成とする。

ウ 継続して使用する展示物

- ・ 展示室中央の水槽（W4000×D2500×H3000:mm）
- ・ 渓流水槽（W4000×D800×H1000:mm）
- ・ ビデオシステム（移動可能）
- ・ 設置場所は仕様書別添のとおり

エ 仕様

- ・ 展示パネルのほか、触れて学習できる展示物1点以上のデザインおよび設計図を作成すること。一例としては採卵作業等の養殖作業を体験できるものや、魚の生態や形態を立体的に学べるものが挙げられるが、自由な発想での提案を求める。
- ・ 養鱒場の昭和初期ごろの景観は仕様書別添の参考絵図を参照とすること。
- ・ 2(1)ウに挙げた展示物の外装のリニューアル計画を作成すること。

- ・ 2 (1)ウに挙げた展示物以外の既存展示物を活用することは可能であるが、その場合も外観、内容をリニューアルすること。
- ・ ビデオシステムはシステムのみ利用し、躯体および画面はリニューアルすること。

(1) 「明治の池」の施設デザイン作成

ア 概要および業務内容

- ・ 2か所の明治の池（飼育1号池および飼育6号池：外観等は仕様書別添参照）の中央にある中の島について、来場者が親しめる施設デザインを作成する。

イ ポイント

展示物のデザイン、設計にかかる考え方は以下のとおりである。

- ・ 明治時代から現存する養鱒場の歴史を感じさせる、明治期から昭和初期にかけての日本の近代化と西洋文化の融合期をコンセプトとした景観としつつ、現代にあった機能を持つこと。当時の景観については仕様書別添の絵図を参考にすること。
- ・ 来場者を誘導できるような仕掛けがあること。
- ・ 中の島の景観デザインの作成に際しては、仕様書別添の写真にある1号池および6号池の東屋の修繕の必要性を検討するため、東屋がない状態のデザインを作成すること。

ウ 仕様

- ・ 「明治の池」を題材に養鱒場の歴史を知ることができる案内板を当該池周辺に設置する計画とする。
- ・ 案内板のデザインは、整備後の池の景観に合致した内容とすること。
- ・ 飼育1号池では撮影スポットとなるような誘客を図る計画にすること。一例としては鐘や養鱒場ならではのオブジェの設置などが想定されるが、自由な発想での提案を求める。
- ・ 飼育6号池では複数組（6名以上）の来場者が休憩可能な計画にすること。恒常的な建造物は新たに設置しないが、例えば、日差しや小雨を避けるようなタープやパラソル等の設置により、来場者の利便性を図ること。
- ・ 車いすでの移動が可能な程度に段差を解消すること。
- ・ 「明治の池」の外観ならびに中の島のサイズは仕様書別添のとおり。
- ・ 「明治の池」の昭和初期の景観は仕様書別添のとおり。

(2) 工事見積書等の作成

上記(1)および(2)で設計ならびにデザインしたパネルや展示物について下記のものを作成すること。

- ・ 配置計画ならびにリニューアルパス
- ・ 設計図および仕様書

- ・ 製作および設置にかかる工事見積書

3 契約の期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

4 実績等の報告について

- (1) 受託者は、上記業務について、滋賀県（以下「県」という。）が必要と認める時には、その進捗や実施結果についてとりまとめ、速やかに提出すること。
- (2) 受託者は、本委託業務の完了後、委託業務の内容を取りまとめた業務報告書1通、および電子データ1式を提出すること。
- (3) (1)および(2)の提出先は、滋賀県農政水産部水産課とする。

5 業務の遂行について

- (1) 委託業務の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受託者は県ならびに養鱒場の指定管理者と適宜打合せを行い、連携を密にすること。

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務の履行に際し、他の者の著作権を有するものを使用して問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理すること。
- (3) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務の終了までに県に返却すること。
- (4) 委託業務において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等（ホームページへの掲載等）での活用（二次使用）を妨げないものとする。
- (6) 成果物の内容は、受託者からの提案に基づき県と協議の上、決定する。
- (7) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定める。